

東北地方太平洋沖地震により被災された皆様へ

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震により被災された被保険者・被扶養者の皆様に、心よりお見舞い申し上げます。一日も早い皆様方の健康と生活の再建を祈念いたしております。

医療機関の受診に際し当面の対応について、次のとおりお知らせいたします。

医療機関の受診について

被保険者証が提示できない場合でも、病院・診療所で受診ができます。

当健康保険組合の被保険者・被扶養者の方が被災され、被保険者証等を紛失あるいは家庭に残したまま避難していることにより医療機関の窓口に被保険者証を提示できないときは、次の事項を医療機関の窓口に申告すれば受診できます。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 事業所名

さらに、

きんきでんしさんぎょうけんこうほけんくみあい
被保険者名：「近畿電子産業健康保険組合」

と、お伝えになるとより円滑に医療事務が進む場合があります。

被保険者証の再交付について

被災により被保険者証を滅失・紛失した方への再交付を行っています。通常は事業主様経由で申請をいただきますが直接当健康保険組合に申請していただいても結構です。できるだけ速やかに再交付できるようにいたします。また、送付先についてはご相談に応じますのでご連絡ください。

被災された任意継続被保険者の方について

4 月分以降の保険料納付書の再発行等、ご相談に応じますので当健康保険組合までご連絡ください。

近畿電子産業健康保険組合
電話番号：06-6211-8866